

障害者県民会議による事例ヒアリングについて（案）

平成 23 年 10 月 19 日

福祉保健部障害保健福祉課

1. はじめに

県では、障害者が地域社会の一員としてともに暮らせる共生社会を実現するため「第3次沖縄県障害者基本計画」を策定し、「障害者の地域生活や社会参加の支援」を推進しておりますが、まだ多くの課題があり、なお一層の施策の推進と県民の支援と協力が求められているところです。

こうしたことを踏まえ、障害当事者やその関係者、民間事業者等が一堂に介し、様々な観点から意見交換を行い、幅広い県民議論となるよう平成23年9月、障害者県民会議を設置いたしました。当会議においては、障害者の権利擁護の推進のため、障害を理由とする差別等の実態把握、その解決のための取り組み方策などを検討していくこととしております。

差別等の実態把握のため、障害者団体等と連携し、障害者県民会議の委員が障害者等に事例ヒアリングを行います。

2. 目的

障害を理由とする差別や不利益的な取り扱いについて、障害当事者等から事例ヒアリングを行い、障害者の権利擁護を目的とした条例制定の検討を行うこととする。

3. 対象者

ヒアリングの対象は、障害当事者を基本とし、障害当事者の家族、障害関係団体（施設関係者、学校関係者等）も必要に応じて対象とする。

また、ヒアリングを行う当事者等については、別紙1のヒアリング一覧の関係団体を通じて、行うものとする。

4. ヒアリング期日、時間

(1)平成 23 年 10 月から 12 月の期間実施し、その後も必要に応じ行うこととする。

(2)ヒアリング時間は、1 回当たり 2 時間程度とする。

5. ヒアリング場所

ヒアリング一覧の関係団体等と調整の上、県民会議委員がヒアリング先に訪問し行うこととする。

6. ヒアリング事項

事例ヒアリングは主に以下のことについて行う。

(1) 障害を理由とする差別や不利益的な取り扱い

(2) 上記の時期、場所、事例の関係者

(3) 上記の事例をなくすため、どのような取り組みが求められているのか。

7. ヒアリングの方法について

- (1) ヒアリング手順については、別紙2を参考に行うものとする。
- (2) 県民会議の委員は、3チームに分担してヒアリングを行うこととする。
- (3) 1チームは6人から7人とし、可能な限り委員の各区分からの構成とする。
- (4) ヒアリングには、事務局として県職員も同行し、事務補助を行うものとする。

8. ヒアリングのとりまとめ

- (1) ヒアリングは、別紙3の事例ヒアリング調査票に記入することとする。
- (2) 事務局において事例ヒアリング調査票を取りまとめる。
- (3) ヒアリング結果については、障害者県民会議において報告することとする。

9. 個人情報の取り扱いについて

事例ヒアリングにおける個人情報については、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、情報を公開する場合にはその目的の範囲内で、あらかじめ本人またはその家族を含む関係者等の同意を得ることとする。

障害を理由とする差別等に関するヒアリング一覧(案)

番号	ヒアリング団体	区分
1	社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会	身体障害
2	沖縄脊髄損傷者連合会	肢体不自由
3	沖縄県聴覚障害者協会	聴覚障害
4	沖縄県難聴・中途失聴者協会	聴覚障害
5	社会福祉法人沖縄県視覚障害者福祉協会	視覚障害
6	沖縄盲ろう者友の会	重複障害
7	公益社団法人日本オストミー協会沖縄県支部	内部障害
8	社団法人沖縄県手をつなぐ育成会	知的障害 親の会
9	沖縄県精神障害者福社会連合会	精神障害 親の会
10	沖縄県自閉症児者親の会まいわーど	自閉症
11	重症心身障害児者を守る会	障害児
12	チーム沖縄	その他
13	インクルーシブ教育を実現する会	障害児
14	社団法人那覇市身体障害者福祉協会	身体障害
15	一般社団法人沖縄県腎臓病協議会	内部障害
16	日本ALS協会沖縄県支部	難病

事例ヒアリング方法等について

沖縄県福祉保健部障害保健福祉課

1. 事例ヒアリング調査票の概要

(1) 調査票について

調査票は、以下の項目から構成されています。

①ヒアリング概要

- ・実施日、実施場所、調査時間、聞き取り委員名、団体名、ヒアリング対象者数

②事例

- ・ヒアリング対象者の性別、年齢、居住市町村、障害種別等
- ・差別等の内容
- ・差別等の事例をなくすために地域社会に求めること
- ・その他の特記事項

2. 事例ヒアリング方法全般についての留意点

- ヒアリングは、障害者県民会議の委員(以下「委員」という。)が実施します。
- 調査票は、差別等がどのような状況で行われたのか、わかりやすく記載してください。
- ヒアリングにあたっては、十分な意見聴取ができるよう、話しやすい雰囲気作りに努めてください。
- ヒアリング結果は、障害者県民会議において報告することとし、必要に応じて再ヒアリングを実施することがあります。

3. ヒアリングの実施について

(1) 実施上の基本原則

- 原則として、ヒアリング対象団体につき、1チーム6人から7人の委員で実施します。(原則として、ヒアリングを行う委員数は、対象者の同数程度とします。)
- ヒアリングの際に、急病等によりヒアリング対象者の状況が一時的に変化している場合等、適切なヒアリングが行えないと判断したときは、状況が安定すると見込まれる時期に再度ヒアリング日を設定して実施します。

(2) ヒアリング日時調整

〈日時について〉

- ヒアリング日時については、事務局においてヒアリング対象者や家族等と調整した上で委員にお知らせします。

- サービス利用等に支障が生じることはないよう、ヒアリングはできるだけ速やかに行き、調査票を作成します。
- 家族等の介護者等がいる在宅の調査対象者については、介護者等が不在の日は避けるようにします。

〈実施場所について〉

- 事務局において、事前にヒアリング対象者や介護者等とヒアリング実施場所を調整した上で設定し、委員へお知らせします。
- ヒアリングの実施場所については原則、日頃の状況を把握できる場所とします。
- 施設や病院等でヒアリングを実施する場合は、ヒアリング対象者の居室や病室等、普段過ごしている場所を確認し、施設や病院等と調整した上でプライバシーに配慮して実施します。

(3) 調査の実施

〈実施上の留意点〉

- ヒアリングの実施にあたり、ヒアリング目的の説明を必ず行います。
- できるだけヒアリング対象者本人、介護者等双方から聞き取りを行うように努めてください。客観的に調査するために必要な場合には、ヒアリング対象者、介護者等から別々に聞き取る時間を設けるなどの工夫を行ってください。
- また、ヒアリング時の環境が日頃の環境と異なったり、ヒアリング対象者の緊張等により日頃の状況と異なっていると考えられる場合は、家族や施設職員等に立ち会いを求めるなど、ヒアリング対象者が話やすい環境づくりに努めます。
- 特別なコミュニケーション手段を用いなければヒアリングが適切にできない場合（盲ろう重複障害者等）は、適切な専門職員を配置いたします。

〈質問の仕方や順番〉

- 声の聞こえやすさなどに配慮して、ヒアリング場所を工夫します。
- ヒアリング対象者がリラックスして回答できるよう、十分時間をかけます。ヒアリング時間は、1回あたり2時間程度とします。
- 優しく問いかけるなど、相手に緊張感を与えないよう留意ください。
- 丁寧な言葉遣いに心がけ、専門用語や略語を使用しないよう留意ください。（じょくそう→床ずれ、えん下→飲み込みなど）。また、外来語や流行語を使用しない、ゆっくりと話す、などに留意願います。
- ヒアリング対象者が答えやすい質問の導入や方法を工夫願います。
- 会話のみならず、手話や筆談、直接触れる等の方法も必要に応じて用いてください。この際、ヒアリング対象者や介護者等に不愉快な思いを抱かせないように留意願います。

